**○国土交通省告示第百二十七号**

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十七年一月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

| 指定番号 | 車名及び型式 | 製作者等の氏名又は名称 |
|---|---|---|
| 16408 | ダイハツ　ＤＢＡ－Ｌ４５５Ｓ | ダイハツ工業株式会社 |
| 16411 | スバル　ＤＢＡ－Ｌ４５５Ｆ | 〃 |
| 16555 | ダイハツ　ＡＢＡ－Ｊ２００Ｇ | 〃 |
| 16557 | トヨタ　ＡＢＡ－Ｊ２００Ｅ | 〃 |
| 16667 | ダイハツ　ＤＢＡ－Ｌ４６５Ｓ | 〃 |
| 16668 | スバル　ＤＢＡ－Ｌ４６５Ｆ | 〃 |

**○国土交通省告示第百二十八号**

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十七年一月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

| 指定番号 | 車名及び型式 | 製作者等の氏名又は名称 |
|---|---|---|
| 15785 | ニッサン　ＡＢＡ－ＱＪＹ３１ | 日産自動車株式会社 |

**○国土交通省告示第百二十九号**

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十七年一月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

| 指定番号 | 車名及び型式 | 製作者等の氏名又は名称 |
|---|---|---|
| 12474 | マツダ　ＤＢＡ－ＤＣ５Ｒ | マツダ株式会社 |
| 16500 | マツダ　ＤＢＡ－ＣＷＥＦＷ | 〃 |
| 16811 | ニッサン　ＤＢＡ－ＣＷＥＦＷＮ | 〃 |

**○国土交通省告示第百三十号**

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十七年一月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

| 指定番号 | 車名及び型式 | 製作者等の氏名又は名称 |
|---|---|---|
| 16291 | スバル　ＤＢＡ－ＢＭ９ | 富士重工業株式会社 |
| 16292 | スバル　ＤＢＡ－ＢＲ９ | 〃 |
| 16293 | スバル　ＤＢＡ－ＢＲＦ | 〃 |
| 17127 | スバル　ＤＢＡ－ＢＭＭ | 〃 |
| 17128 | スバル　ＤＢＡ－ＢＭＧ | 〃 |
| 17129 | スバル　ＤＢＡ－ＢＲＧ | 〃 |
| 17130 | スバル　ＤＢＡ－ＢＲＭ | 〃 |

**○国土交通省告示第百三十一号**

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十七年一月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

| 型式指定番号 | 製作者等の氏名又は名称及び住所 |
|---|---|
| ㊞Ｇ－２２０５ | トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地 |
| ㊞Ｇ－２４５１ | —酸化炭素等発散防止装置　レクサス　ＤＢＡ２ＧＲＦＳＥ１１ | 〃 |
| ㊞Ｇ－２４５２ | —酸化炭素等発散防止装置　レクサス　ＤＢＡ－４ＧＲＦＳＥ９ | 〃 |

**○国土交通省告示第百三十二号**

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十七年一月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

| 型式指定番号 | 製作者等の氏名又は名称及び住所 |
|---|---|
| ㊞Ｇ－１６０４ | —酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＤＢＡ－ＭＲ１８－７Ｙ１２Ａ | 日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地 |
| ㊞Ｇ－２２３４ | —酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＤＢＡ－ＭＲ１８－７Ｙ１２Ｂ | 〃 |

**○国土交通省告示第百三十三号**

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十七年一月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

| 型式指定番号 | 製作者等の氏名又は名称及び住所 |
|---|---|
| ㊞Ｇ－２３８２ | —酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＥ－１ＮＺ－ＦＥ２ | トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地 |
| ㊞Ｇ－２３８３ | —酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＥ－１ＮＺ－ＦＥ３ | 〃 |
| ㊞Ｇ－２３８４ | —酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＥ－２ＮＺ－ＦＥ１ | 〃 |

**○国土交通省告示第百三十四号**

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十七年一月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

| 型式指定番号 | 製作者等の氏名又は名称及び住所 |
|---|---|
| ㊞Ｇ－２３１２ | —酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－１ＮＺＦＥ２３ | トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地 |